

「けすにゃん」貸出マニュアル

1 このマニュアルは、高松地区防火安全協会（以下「当協会」という。）及び高松市消防局（以下「当局」という。）マスコットキャラクター「けすにゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出しするにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 着ぐるみの貸出先となる団体は次のとおりです。

- (1) 高松市消防局（各課・各署所）
- (2) 高松地区防火安全協会会員事業所



けすにゃん

3 着ぐるみの貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とします。

※当協会が特別の事情があると認めたときは、この限りではありません。

4 着ぐるみの貸出しを希望する方は、あらかじめ貸出承認申請書に必要な書類を添付して、当協会会長にその承認を受けなければなりません。

なお、申請書は、借り受けしようとする日の6ヶ月前の日から10日前の日までに提出することを原則とします。

※当協会が特別の事情があると認めたときは、この限りではありません。

5 当協会は、申請書の提出があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、貸出承認書により承認するものとします。

- (1) 公共性及び中立性を欠きその品位を損なうおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法（取扱説明書）に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を招くおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するとき。
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するとき。
- (7) 事業内容が、防火、防災及び救急から著しく逸脱していると判断されたとき。
- (8) その他、当協会が着ぐるみの貸出しについて不適当であると認めるとき。

6 着ぐるみの貸出し及び返却は、高松市防災合同庁舎5階高松地区防火安全協会事務局において行うことを原則とします。

※当協会が特別の事情があると認めたときは、この限りではありません。

※けすにゃん収納ボックスの大きさは、縦125cm×横90cm×高さ93cmとなっておりますので、搬送できる車、台車等を御準備ください。

7 申請者は、承認を受けた用途、貸出期間、その他特に付した条件を遵守しなければなりません。遵守しなかった場合、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しません。

8 当協会は、申請者が貸出不承認によって損害を受けることがあっても、その補償の責任を負いません。

9 当協会は、着ぐるみの貸出しにより、申請者が被った被害及び申請者によりなされた第三者への損害に対して一切その責任を負いません。

10 着ぐるみ貸出期間中において、故意又は重大な過失による破損があった場合は実費請求させていただきますことがあります。

11 使用中の注意事項について、次の事項を遵守してください。

(1) 着ぐるみは視野が狭くなり動きも制限されますので、着用して行動する場合は必ず先導者をつけ一緒に行動してください。

(2) 手など動くところは、無理に動かさず自然に動く範囲で御使用ください。

(3) 着ぐるみを長時間着用しますと、内部温度が上昇します。特に夏場の炎天下では、体に変調をきたす場合がありますので、適時適切に休憩を取りながら御使用ください（必ず熱中症対策をすること）。

※15分を目安に休憩、着用者の交代をしてください。

(4) キャラクターのイメージを保つために、着ぐるみ着用時は非常時を除き、言葉は発しないようにしてください。

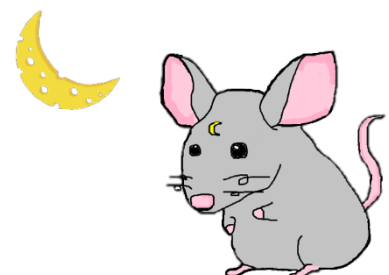
(5) 雨天時又は地面の状態が悪い場合、屋外で使用しないでください。

12 使用後の注意事項について、次の事項を遵守してください。

(1) 着ぐるみ着用後は、風通しの良い場所で陰干しをしてください。

※消臭用スプレー等を使用してください。

(2) 手入れ後、収納ボックスに入れ保管してください。



13 その他の注意事項について、次の事項を遵守してください。

- (1) 着ぐるみが型崩れしないように、置き方には十分注意してください。
- (2) 着ぐるみの構成上、身長が170cmから175cmの方が着用してください。
- (3) 脱着作業は、関係者以外に見られないようにしてください。
- (4) 主催者及び関係者以外は使用しないでください。
- (5) 承認後、貸出事業としてふさわしくない行為がある場合には、承認を取り消すことがあります。
- (6) 搬送の際は、破損することが多いので特に注意してください。

14 事業終了日から20日以内に、事業結果報告書を御提出いただくとともに事業で撮影した写真を御送付ください。写真は選別し必要に応じて当協会及び当局のホームページ又は広報誌で使用します。

なお、事業の写真（けすにゃんの写真を含む）は、営利目的で使用しないでください。

※事業開始前に、写真をホームページ等に掲載する旨を伝え、個人情報掲載について了承を得てください。

15 お問い合わせ先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号 防災合同庁舎5階
高松地区防火安全協会事務局（消防局予防課内）

TEL・FAX 087-887-6918

二次元コード



消防局のホームページに吾輩のプロフィール等を掲載
しているにゃ！！



「けすにゃん」 着ぐるみ取扱説明書

取扱説明書をよく読んで、正しく御使用ください。



フード又は帽子を着用してください。

鼻の汗が着ぐるみに落ちますので、汗を止めるものを着用してください。

タオル等を巻いてください。

長袖、長ズボンのジャージ等を着用してください。その上にクールベストを着てください。

手袋を着用してください。

靴下を着用してください。



- ①衣装のすべてです。(マスク、ヘルメットの防護布、鈴、ボディ、手袋、くつ)
付属品:クールファン



～着用前の準備～

- ・中に入る方に合わせて、あらかじめマスクのあご紐を調整してください。
- ・マスクにヘルメットの防護布と鈴を取り付けます。
- ・鈴は「前」の印がある方が正面を向くように取り付けます。



②靴を履きます。



③ボディを着ます。



④手袋を着用します。



⑤マスクをかぶって、あご紐を締めて完成。



～注意点～

- ・マスクを持ち上げる時は、マスク全体を両手で持ってください。絶対にしころ、鈴などを持って持ち上げないでください。
- ・しっぽ、ヘルメットの防護布、鈴、首輪、ベルト、ポケットを引っ張らないようにしてください。
- ・視界確保のメッシュ生地に衝撃を与えないでください。
- ・衣装の生地は特に引っ掛かりに弱いので御注意ください。
- ・マスクのしころ取り付け部のマジックテープには、着用時以外、赤い布を付けて保管してください。

高松地区防火安全協会

高松市消防局



年 月 日

(宛先) 高松地区防火安全協会長

(主催団体)

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

「けすにゃん」貸出承認申請書 (会員用)

下記のとおり、「けすにゃん」の着ぐるみを借受けたいので申請します。
なお、着ぐるみの借受け、使用等については、「貸出マニュアル」に従います。

記

事業名	
事業内容	
使用方法	
使用場所	
借受日	年 月 日
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
返却日	年 月 日
連絡先	【担当者】 電話
備考	

※イベント内容が分かる資料を添付してください。

年 月 日

(宛先) 高松地区防火安全協会長

申請者 (所属長)

氏名 _____

「けすにゃん」貸出承認申請書 (消防用)

下記のとおり、「けすにゃん」の着ぐるみを借り受けたいので申請します。
なお、着ぐるみの借受け、使用等については、「貸出マニュアル」に従います。

記

主催団体	
事業名	
事業内容	
使用方法	
使用場所	
借受日	年 月 日
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
返却日	年 月 日
連絡先 (主催団体)	【担当者】 電話
備考	

※イベント内容が分かる資料を添付してください。

年 月 日

(宛先) 高松地区防火安全協会長

(主催団体)

住 所

氏 名

電 話

事業結果報告書 (会員用)

下記のとおり、事業を終了しましたので報告します。

記

承認番号	承認第 号
事業名	
集客数	
破損箇所等	

※事業で撮影した写真をデータでお送りください。なお、写真データは個人情報掲載の承認を得たものとします。

※なお、写真は当協会及び高松市消防局のホームページ又は広報誌等で使用する場合があります。

高松地区防火安全協会メールアドレス tbak-119@md.pikara.ne.jp

年 月 日

(宛先) 高松地区防火安全協会長

報告者 (所属長)

氏名 _____

事業結果報告書 (消防用)

下記のとおり、事業を終了しましたので報告します。

記

承認番号	承認第 号
主催団体	
事業名	
集客数	
破損箇所等	

※事業で撮影した写真をデータでお送りください。なお、写真データは個人情報掲載の承認を得たものとします。

※なお、写真は当協会及び高松市消防局のホームページ又は広報誌等で使用する場合があります。

高松地区防火安全協会メールアドレス tbak-119@md.pikara.ne.jp

「けすにゃん」貸出しQ&A

Q1 (会員・消防)

貸出し先となる団体は、高松地区防火安全協会会員及び高松市消防職員と記載されていますが、それ以外の団体から相談があった場合はどうすればよいでしょうか？

A1

その他の団体から使用したいと相談があった場合は、マニュアルに沿った事業内容であれば、消防局（各課、各署所）が参加、運用することを条件に貸出し可能です。

その際は、消防局各課長又は各消防署長からの申請が必要となります。

Q2 (消防)

申請者は、分署長及び出張所長でもよいでしょうか？

A2

申請者は、課長又は署長とします。

Q3 (会員・消防)

物販店等の防災訓練は、販売促進でマニュアル違反にならないのでしょうか？

A3

主たる目的が、防火防災思想の普及啓発であれば違反にはなりません。

Q4 (会員・消防)

着ぐるみを破損させた場合は、どのような対応になるのでしょうか？

A4

詳細を聴取したうえで、原則事務局で対応します。故意又は重大な過失がなければ、修理費等を請求することはありません。

Q5 （会員・消防）

事業主催団体が、写真撮影不可を明示してきた場合はどうすればよいのでしょうか？

A5

あくまで広報用の写真ですので、主催団体の意思に沿ってください。

Q6 （会員・消防）

着ぐるみの運用は、事務局（予防課）が支援してくれますか？

A6

着ぐるみの運用は、各申請者が行うものとします。人員不足等の理由により事務局（予防課）が出向することはありません。

Q7 （会員・消防）

イベント広告に、着ぐるみを掲載してもいいですか？

A7

掲載可能です。ただし、営利につながるものは承認できません。

Q8 （会員）

申請者が会員事業所であれば、着ぐるみを転貸借してもよいのでしょうか？

A8

転貸借はお断りしています。ただし、申請者が非会員事業所と共催（後援、協賛含む）で事業を運営している場合は、その事業内に限り、非会員が着ぐるみを使用しても問題ありません。

Q9 （会員）

着ぐるみを借用する際に、宅配会社に配達してもらうのは可能でしょうか？

A9

宅配費用を申請者が負担する場合は可能です。